

油谷中央交流プラザ使用料

室名	区分	使用料基準額 (円)
研修室 1	1 時間につき	400
研修室 2	1 時間につき	200
研修室 2 室利用	1 時間につき	600
研修室 3	1 時間につき	100
和室	1 時間につき	200
栄養実習室	1 時間につき	550
健康増進室	1 人につき	100
会議室 1	1 時間につき	150
会議室 2	1 時間につき	200
会議室 3	1 時間につき	150
会議室 4	1 時間につき	100
室名	区分	冷暖房基準額 (円)
研修室 1	1 時間につき	100
研修室 2	1 時間につき	50
研修室 2 室利用	1 時間につき	150
研修室 3	1 時間につき	50
和室	1 時間につき	50
栄養実習室	1 時間につき	100
会議室 1	1 時間につき	50
会議室 2	1 時間につき	50
会議室 3	1 時間につき	50
会議室 4	1 時間につき	50
備考		
1 シャワーを利用するときは、1 回につき 100 円を徴収する。		
2 営利を目的とするときの基準額は、定額の 4 倍の額とする。		
3 主たる使用者が市外の者(市外官公庁は除く。)であるときの基準額は、定額の 5 割増とする。		
4 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1 時間として計算する。		